平成26年度第3回平塚市行政改革推進委員会議事録 (生きがい事業団助成事業)

開催日時 平成26年8月3日(日)15:40~16:40

場 所 平塚市勤労会館 中会議室(2階)

出席委員 青木委員長、後藤副委員長、芦川委員、出雲委員、露木委員、常盤委員、 臨時委員

臨時委員 (市職員) 髙橋主査

出 席 者 企画政策部長、企画政策課長、財政課長、 企画政策課(課長、課長代理、主管、主任) 高齢福祉課(課長、課長代理、主任)

傍 聴 者 34名

議 題 事業評価

生きがい事業団助成事業

【委員長】

「生きがい事業団助成事業」 について事業所管課、事務局から説明をお願いします。

【高齢福祉課(事業所管課)】

事業評価シートに基づき説明する。

【事務局(財政課長)】

この事業について全体的な視点から見た説明を行う。

- ○生きがい事業団は地方自治法で経営状況を議会に報告するよう義務付けられている 団体であり、外郭団体である。
- ○外郭団体は経営的自立が求められる一方で、市として公的な事業にどこまで補完して もらい、どこまで団体に支援するのかが課題となる。
- ○この事業は人件費に対する補助金のほか、事業運営への貸付金が出されている。 外郭団体の立ち位置を考えたとき、生きがい事業団の運営のあり方をどうしていくか、 市としての支援のあり方をどうしていくか、ご意見を賜りたい。

【委員長】

ただいま、事業所管課、事務局から説明がありました。

ではこの事業について、事業所管課、事務局への質問及び意見交換を行っていきたいと思います。

ご質問のある委員の方はいらっしゃいますか。

【副委員長】

2点お尋ねします。

- (1)目的、目標で就労の支援がある。成果指標はそれが1つなるかと思うがどうか。
- (2)自主自立を目指すとあるが損益計算書での推移は。

【高齢福祉課】

(1) P 4 2 の配分金が売上を示しており、高齢者が年 5 億円を稼いでいる。 藤沢市、横須賀市といった人口規模の多い市よりも多く稼いでいる。 売上金が多いため、その分補助金の削減ができている。

(2)生きがい事業団は市の100%出資法人だが、法によるシルバー人材センターであることが大きい。

国、市町村はシルバー人材センターを支援、補助していくことになっている。 売上金は労働した高齢者にいくため、生きがい事業団は事務費として売上金の8%を 利用者から受け取っている。赤字分は国、市町村で補てんする。

【委員長】

業務内容、財務諸表は議会へ報告されているか。

【財政課長】

予算、決算、事業計画、事業報告は議会へ報告している。

【B委員】

貸付金を出している理由は売上後お金が入ってくるまで時間差があるからか。 会員への支払いを遅らすか、売上を早くいただくかできれば貸付金は解消できるか。

【高齢福祉課】

遅らせてもマイナスになる可能性はあるため、根本的な解決法はない。

【B委員】

すると貸付金は時期的なものでないということか。

【高齢福祉課】

時間差があるのは確かである。

売上金が全て入ってから会員に支払うのは難しい。

利用者からの売上が振り込まれるタイミングがどの程度になれば不足額が解消して

いくかは研究していきたい。

【B委員】

時期の問題だけでなく、もともと資金がない、依頼したサービスの対価として安すぎるということはないのか。

【高齢福祉課】

基本的には時期の問題だが、公益財団法人でありそれほど資金を有していない。 積立金は退職金の引当にしか当てられないため運営費用がない。 収入分が即支出されるため、貸付金がないと行っていけない状況である。

【B委員】

それならますます入ってきたお金で運営していくのがよいのでは。

【高齢福祉課】

現場の状況を見つつ研究したい。

【D委員】

5億の売上があったということだが、見方を変えると民間の仕事を5億円分とったように見える。

相場もあると思うが、例えば清掃事業などで生きがい事業団の方が安いとなるということもあるのか。

【高齢福祉課】

生きがい事業団の仕事は民間と競合している。

生きがい事業団は入札に参加しないなど民間に考慮している。

生きがい事業団は高齢者のため、民間に頼むまでのない仕事を生きがい事業団に頼んでいたり、民間の清掃は高くて頼めないため生きがい事業団に依頼している方もいる。 民間を圧迫しないよう事業を行い、高齢者の技術を活かしている。

【A委員】

貸付金は時間的な問題だと思う。資金不足は出てくる。

資金がなければ市が面倒みるのは仕方ない。

恒常的に発生しており、貸付金は常に必要ということでよいか。

【高齢福祉課】

貸付金は市から年度当初措置され、年度末に返金している。

【A委員】

利息はどうか。

【高齢福祉課】

無利息である。赤字分を市が補てんするため、利息をつけても市が補てんすることになってしまう。

【E委員】

2点お尋ねします。

- (1)赤字がベースだが自主自立を目指すとある。自主自立を目指しているのでは。
- (2)事務費の8%は固定されているのか。もう少し上げることはできないのか。

【高齢福祉課】

(1)自主自立について、補助金なしで利益をあげていくということでなく、協働共助という生きがい事業団の理念がある。

生きがい事業団が福祉を受ける側でなく供給する側になって行っていこうとするものであり、経済的自立をいうものではない。

ただ、市の補助金は減らす努力はしている。

(2)事務費は以前は5%だったが、受益者負担の観点から8%にあげ、補助金を削減した経緯がある。

ただ、上限は10%であり、10%で行っている自治体もある。

【A委員】

赤字補てんは法で決まっているということだが、事務費を8%でなく10%にしたほうが補助金が削減されるため10%のほうがいい。

8%か10%で8%という理由はないのでは。

【高齢福祉課】

8%にとどめている理由は経済的理由から民間事業者を使えない市民のためということである。

【A委員】

事業収入を会員にそのまま支払うのは法律の定めによるものか。

【高齢福祉課】

そのとおりです。

【委員長】

経済的理由から民間事業者を使えないという話があったが、事業を引き受ける際に そういう区別はされているか。

【高齢福祉課】

していません。

【委員長】

目的からすると定年後の高齢者が今までの経験を活かし所得を得るということで法 律ができたと思う。

会員になるときに所得や資産の審査はあるか。

【高齢福祉課】

審査はない。60歳以上で働く意欲があり、健康面でよほど問題がない限り会員としている。

【委員長】

所得、生活水準は無関係ということでよいか。

【高齢福祉課】

そのとおりです。

【委員長】

事業の効果からするとここに掲げている目的をどの程度達成しているのか。 そこに向かっているのかが評価の判断になる。

その点からするとお年寄りの生きがいが増えたという点がでれば最高だが、その点について、例えば会員の状況をランダムに抽出し、収入状況を確認するや、植木剪定で何件請負い、収入がいくらになり、この金額なら生きがいが増えた など何か調査は行っているか。

【高齢福祉課】

職群別、地区別で仕事を請け負っており、データは生きがい事業団が保有している。

【委員長】

そのデータは議会へ報告しているか。

【高齢福祉課】

していない。

【委員長】

何故確認したかというと、補助、貸付という間接であり、市が審査することは難しいが、この事業に成果指標がない。

成果指標を聞かないと評価しにくい。

こうなると生きがい事業団の評価か、この事業の評価が難しくなるが、生きがいが高まったのか、自主自立にどれくらい資しているかに関心がありお尋ねした。

【C委員】

平塚市は会員登録者数が県内15市で2番目に多い。

ただ、会員全員が仕事に就いているわけでなく、会員になったが仕事が回ってこない という声も聞いている。

わかれば教えてほしいが、1,692人の会員のうち就業できた人は何%程度か。

【高齢福祉課】

会員がどの職種を希望するかによって大きな差が出る。

発注業種に偏りがあり、植木、草刈は需要があり予約も埋まっているが、事務系は難 しいなどがある。事務系しか仕事しないという人は仕事が回ってこないというのがある。 事務局ではそういう人に連絡し、こういう職種ならあっせんできるなど対応をとって いる。

また、同じ人に何度も同じ仕事がいかないようローテーションを組んで行っている。なお就業できた人については、毎月の就業率が出ており、半分の人が就業している。

【副委員長】

仕事の中味が民間とどうか。中味をよくみたほうがいい。 60歳以上の市内高齢者の人数は何人か。

【高齢福祉課】

人数はわからない。

【副委員長】

法律が変わり企業も65歳まで雇用することになっている。 65歳以上の会員数はどの程度か。

【高齢福祉課】

65歳以上の会員数は1,565人で、うち80歳以上の方が9名いる。 基本的には80歳を上限としているが、9名の方には仕事でなく地域での活動で活躍 してもらっている。

【B委員】

配分金が多いが市からの委託事業はどの程度か。 ほかに市との人事交流は行われているのか。

【高齢福祉課】

平成24年度決算値で、事務費8%を含む公共の仕事は1億3,600万円で全体の23%である。

公共の仕事は入札が導入され、入札業務は参加できないため減少している。 人事交流では、市OB2名(常務理事、嘱託員各1)がいる。

【B委員】

市から委託される業務は具体的にどのような業務か。

【高齢福祉課】

草刈が多く、他に管理人などの施設管理など。

【B委員】

入札にかけなくてよい業務が回ってくるということか。

【高齢福祉課】

生きがい事業団が行う業務は地方自治法で随意契約が認められる福祉団体が行う業 務に該当する。

ただし、基本は入札であり、民業圧迫防止の観点から入札に参加しないこととしていることから公共からの受注が減っている。

◎各委員の評価理由

【A委員】

受益者負担が原則であり事務費は10%にするべきでは。

受益者以外の市民の負担を減らすのが道理では。

8%から10%にあげれば約1,000万円の補助金が削減される。

【C委員】

平塚市は補助額で15市中7番目だが、配分金は1番多い。

優良企業であるため現行どおりの判定をした。

【E委員】

受益者負担の原則から事務費は10%でいいと思う。

何で事業を評価するかということで補助金ということなら、受ける方と高齢者の生き がいに2つの側面がある。

受益1本になると生きがいが薄れてしまうため、その点の指標を持ってどちらからも 確認できるようにしておくのがいい。

【D委員】

民間とのバランスを考え業務にあたってほしい。

公共の仕事については民間へ先に回し、公共団体は後になるのでは。

【B委員】

人口数に比べ会員数は少ない。

会員数を増やしサービス回数を増やしていってはどうか。

【副委員長】

就業希望者の就業率など成果指標をもってほしい。生きがいのアンケートを会員にとり確認してほしい。

事業ごとの内容を把握し、仕事の中味、単価、売上額などを民間とも比較してほしい。

【委員長】

会員になった人がどのくらい生きがいを感じているか、所得が安定しているか効果を 計り明示してほしい。

補助金で全て運営費を埋めるというやり方はどうか。法律がおかしい部分もあるが。 できた当時は高齢者が定年後の生きがいのための就労ということだったが、今は時代 も変わり若者も含め同じ状況になってきている。

高齢者だけの支援事業ということでいいのか。

国全体に言えることだが若者も含め考えなくてはいけないのではないか。

以上